

令和 2 年

# 上尾市議会 6 月定例会議案

## 概 要

### 情報提供用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 4 1 号	市長等の給与の特例に関する条例の制定について……………	1
議案第 4 2 号	上尾市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議案第 4 3 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 4 4 号	上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議案第 4 5 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議案第 4 6 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議案第 4 7 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議案第 4 8 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議案第 4 9 号	上尾市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議案第 5 0 号	上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議案第 5 1 号	イコス上尾条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議案第 5 2 号	上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議案第 5 3 号	上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議案第 5 4 号	上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例の	

	制定について……………	1 4
議案第 5 5 号	上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検 討会議設置条例を廃止する条例の制定について……………	1 5
議案第 5 6 号	上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検 討会議の共同設置の廃止に関する協議について……………	1 6
議案第 5 7 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 7
議案第 5 8 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 8
議案第 5 9 号	専決処分の承認を求めることについて……………	1 9
議案第 6 0 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2 0
議案第 6 1 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2 1
議案第 6 2 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2 2
議案第 6 3 号	専決処分の承認を求めることについて……………	2 3
議案第 6 4 号	財産の取得について……………	2 4
議案第 6 5 号	埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について……………	2 5

議案第41号

市長等の給与の特例に関する条例の制定について

(総務部職員課)

1 提案理由	新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の危機による厳しい社会経済情勢を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給与について、期間を定めて減額支給するもの
2 内容	<p>市長、副市長及び教育長の給与（給料及び地域手当）を減額支給する。</p> <p><b>1 給与の減額の割合</b></p> <p>(1) 市長 100分の30</p> <p>(2) 副市長 100分の20</p> <p>(3) 教育長 100分の10</p> <p><b>2 給与の減額の期間</b></p> <p>3か月（令和2年7月分～9月分）</p>
3 施行期日	公布の日

<p>議案第42号</p> <p>上尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  <span style="float: right;">(総務部職員課)</span></p>	
1 提案理由	<p>人事院規則の改正により、特殊勤務手当の特例が定められたことに準じて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する防疫業務手当の特例を定めるもの</p>
2 内容	<p>新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した職員に支給する防疫業務手当の特例を定める。</p> <p><b>1 対象業務</b>          新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う業務など</p> <p><b>2 上限額</b>          1日につき4,000円</p> <p><b>3 適用日</b>          令和2年4月1日</p>
3 施行期日	公布の日

議案第43号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について

(行政経営部市民税課・資産税課)

1 提案理由	地方税法の一部改正に伴い、所有者不明土地等を現に所有している者の固定資産税に関する申告を制度化するほか、新型コロナウイルス感染症等の影響を緩和するための特例措置を設けるもの
2 内容	<p><b>1 所有者不明土地等を現に所有している者の固定資産税に関する申告の制度化</b></p> <p>登記簿上の所有者が死亡している場合、現所有者（相続人等）に対し、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに必要事項を申告させることとする。</p> <p><b>2 ひとり親に適用される個人市民税の所得控除の見直し</b></p> <p>前年の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子を有する単身者に対して適用される所得控除は、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、ひとり親控除とする。</p> <p><b>3 新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置</b></p> <p>(1) 国が指定する行事の中止等により生じた払戻請求権を放棄した者に対する個人市民税の寄附金税額控除の適用</p> <p>(2) 入居が遅れた場合における個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を令和16年度まで延長</p> <p>(3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充</p>
3 施行期日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1 及び 3 の(3)は、公布の日</li><li>・ 2 並びに 3 の(1)及び(2)は、令和3年1月1日</li></ul>

<p>議案第 4 4 号</p> <p>上尾市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: right;">(市民生活部市民課)</p>	
1 提案理由	<p>住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票の写し等の交付手数料に関する規定を明記するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付手数料に関する規定を廃止するもの</p>
2 内容	<p><b>1 除票の写し等の交付手数料に関する規定の明記</b></p> <p>住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票の写し、除票記載事項証明書及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度として明確化されたため、これらの交付手数料に関する規定を明記する。</p> <p><b>2 通知カードの再交付手数料に関する規定の廃止</b></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードが廃止されたため、通知カードの再交付手数料に関する規定を廃止する。</p> <p><b>3 その他所要の改正</b></p> <p>上記改正に併せて所要の規定を整理する。</p>
3 施行期日	<p>公布の日</p>

議案第45号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (都市整備部建築安全課)

1 提案理由	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正を踏まえ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る手数料を見直すもの
2 内容	<p><b>1 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例</b></p> <p>(1) 申請者が、共同住宅等のエネルギー消費性能について共用部分を除外して評価する方法を選択した場合には、共用部分以外の床面積により手数料を計算する。</p> <p>(2) 申請者が、一戸建ての住宅又は共同住宅等の住宅部分に係るエネルギー消費性能についてモデルを使用して簡易に評価する方法を選択した場合に、当該建築物のエネルギー消費性能が基準に適合している旨の認定を求める申請に係る手数料を定める。</p> <p>(3) 複数の建築物の連携による取組に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けている場合に、当該認定を受けた建築物以外の建築物について、エネルギー消費性能が基準に適合している旨の判定を求める申請に係る手数料を定める。</p> <p><b>2 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例</b></p> <p>1 (1)と同じ。</p>
3 施行期日	公布の日



議案第46号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校教育部学校保健課）

1 提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げるもの

2 内容

1 介護補償の額の引上げ

介護補償の額（月額）を引き上げる。

	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	最高限度額	最低保障額	最高限度額	最低保障額
改正前	<u>165,150 円</u>	<u>70,790 円</u>	<u>82,580 円</u>	<u>35,400 円</u>
改正後	<u>166,950 円</u>	<u>72,990 円</u>	<u>83,480 円</u>	<u>36,500 円</u>

2 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の引上げ

休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げる。

【学校医及び学校歯科医の補償基礎額】

経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
改正前	<u>6,198 円</u>	<u>7,955 円</u>	<u>9,580 円</u>	10,810 円	11,645 円	12,388 円
改正後	<u>6,245 円</u>	<u>8,003 円</u>	<u>9,608 円</u>	10,810 円	11,645 円	12,388 円

【学校薬剤師の補償基礎額】

経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
改正前	<u>5,225 円</u>	<u>6,203 円</u>	<u>6,880 円</u>	8,028 円	8,908 円	9,370 円
改正後	<u>5,263 円</u>	<u>6,240 円</u>	<u>6,900 円</u>	8,028 円	8,908 円	9,370 円

3 法定利率の変更


民法の一部改正に伴い、法定利率の変更を行う。

3 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

議案第47号

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (子ども未来部青少年課)

1 提案理由	厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員に必要な資格基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めるもの
2 内容	<p>放課後児童支援員となるために必要な研修について、中核市の長が行う研修を追加する。</p> <p><b>条例第10条第3項の改正部分</b></p> <p><b>【改正前】</b></p> <p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の<u>指定都市の長</u>が行う研修を修了したもの</p> <p style="text-align: center;"></p> <p><b>【改正後】</b></p> <p>放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の<u>指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長</u>が行う研修を修了したもの</p>
3 施行期日	公布の日

議案第 48 号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(健康福祉部高齢介護課)

1 提案理由	介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に賦課する介護保険料の額を減額するもの																								
2 内容	<p>令和 2 年度における低所得者（所得段階が第 1 段階から第 3 段階までの者）の保険料率を改正し、保険料を軽減する。</p> <p>【介護保険料の額】</p> <table border="1" data-bbox="443 833 1455 1189"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得段階</th> <th colspan="2">改正前（平成 31 年度）</th> <th colspan="2">改正後（令和 2 年度）</th> </tr> <tr> <th>保険料率</th> <th>保険料（年額）</th> <th>保険料率</th> <th>保険料（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階</td> <td>基準額×0.375</td> <td>22,000 円</td> <td>基準額×0.3</td> <td>17,600 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 段階</td> <td>基準額×0.545</td> <td>32,000 円</td> <td>基準額×0.42</td> <td>24,600 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 段階</td> <td>基準額×0.725</td> <td>42,500 円</td> <td>基準額×0.7</td> <td>41,100 円</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	改正前（平成 31 年度）		改正後（令和 2 年度）		保険料率	保険料（年額）	保険料率	保険料（年額）	第 1 段階	基準額×0.375	22,000 円	基準額×0.3	17,600 円	第 2 段階	基準額×0.545	32,000 円	基準額×0.42	24,600 円	第 3 段階	基準額×0.725	42,500 円	基準額×0.7	41,100 円
所得段階	改正前（平成 31 年度）		改正後（令和 2 年度）																						
	保険料率	保険料（年額）	保険料率	保険料（年額）																					
第 1 段階	基準額×0.375	22,000 円	基準額×0.3	17,600 円																					
第 2 段階	基準額×0.545	32,000 円	基準額×0.42	24,600 円																					
第 3 段階	基準額×0.725	42,500 円	基準額×0.7	41,100 円																					
3 施行期日	公布の日																								

議案第49号

上尾市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部市民協働推進課)

<p>1 提案理由</p>	<p>上尾市文化センターの利用に係る料金を指定管理者の収入とするもの</p>												
<p>2 内容</p>	<p><b>1 利用料金制の導入</b></p> <p>指定管理者が現行の使用料の額を上限として、施設の利用に係る料金（利用料金）の額を設定し、指定管理者が自らの収入として收受することとする。</p> <p>これにより、指定管理者のインセンティブが働き、経費の縮減・サービスの向上が期待できる。</p> <p><b>【使用料と利用料金の比較】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1077 1426 1565"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用料（現行）</th> <th>利用料金（改正案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金の設定</td> <td>条例で設定</td> <td>条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)</td> </tr> <tr> <td>収入の帰属</td> <td>市</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>減額・免除の権限</td> <td>市長</td> <td>指定管理者 (市長の承認が必要)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 利用の許可</b></p> <p>利用料金制の導入に伴い、施設の利用の許可は、指定管理者が行うこととする。</p>	項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）	料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)	収入の帰属	市	指定管理者	減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)
項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）											
料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)											
収入の帰属	市	指定管理者											
減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)											
<p>3 施行期日</p>	<p>令和3年4月1日</p>												

議案第50号

上尾市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部市民協働推進課)

<p>1 提案理由</p>	<p>上尾市コミュニティセンターの利用に係る料金を指定管理者の収入とするもの</p>												
<p>2 内容</p>	<p><b>1 利用料金制の導入</b></p> <p>指定管理者が現行の使用料の額を上限として、施設の利用に係る料金（利用料金）の額を設定し、指定管理者が自らの収入として収受することとする。</p> <p>これにより、指定管理者のインセンティブが働き、経費の縮減・サービスの向上が期待できる。</p> <p><b>【使用料と利用料金の比較】</b></p> <table border="1" data-bbox="432 1077 1465 1565"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用料（現行）</th> <th>利用料金（改正案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金の設定</td> <td>条例で設定</td> <td>条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)</td> </tr> <tr> <td>収入の帰属</td> <td>市</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>減額・免除の権限</td> <td>市長</td> <td>指定管理者 (市長の承認が必要)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 利用の許可</b></p> <p>利用料金制の導入に伴い、施設の利用の許可は、指定管理者が行うこととする。</p>	項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）	料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)	収入の帰属	市	指定管理者	減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)
項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）											
料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)											
収入の帰属	市	指定管理者											
減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)											
<p>3 施行期日</p>	<p>令和3年4月1日</p>												

議案第51号

イコス上尾条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部市民協働推進課)

<p>1 提案理由</p>	<p>イコス上尾の利用に係る料金を指定管理者の収入とするもの</p>												
<p>2 内容</p>	<p><b>1 利用料金制の導入</b></p> <p>指定管理者が現行の使用料の額を上限として、施設の利用に係る料金（利用料金）の額を設定し、指定管理者が自らの収入として收受することとする。</p> <p>これにより、指定管理者のインセンティブが働き、経費の縮減・サービスの向上が期待できる。</p> <p><b>【使用料と利用料金の比較】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1077 1426 1565"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用料（現行）</th> <th>利用料金（改正案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金の設定</td> <td>条例で設定</td> <td>条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)</td> </tr> <tr> <td>収入の帰属</td> <td>市</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>減額・免除の権限</td> <td>市長</td> <td>指定管理者 (市長の承認が必要)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 利用の許可</b></p> <p>利用料金制の導入に伴い、施設の利用の許可は、指定管理者が行うこととする。</p>	項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）	料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)	収入の帰属	市	指定管理者	減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)
項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）											
料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)											
収入の帰属	市	指定管理者											
減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)											
<p>3 施行期日</p>	<p>令和3年4月1日</p>												

議案第 5 2 号

上尾市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

(都市整備部みどり公園課)

<p>1 提案理由</p>	<p>有料の公園施設のうち、平塚公園庭球場並びに上平公園野球場及び庭球場の利用に係る料金を指定管理者の収入とするもの</p>												
<p>2 内容</p>	<p><b>1 利用料金制の導入</b></p> <p>平塚公園庭球場並びに上平公園野球場及び庭球場について、指定管理者が現行の使用料の額を上限として、施設の利用に係る料金（利用料金）の額を設定し、指定管理者が自らの収入として収受することとする。</p> <p>これにより、指定管理者のインセンティブが働き、経費の縮減・サービスの向上が期待できる。</p> <p>(戸崎公園パークゴルフ場は、利用料金制を導入済み)</p> <p><b>【使用料と利用料金の比較】</b></p> <table border="1" data-bbox="432 1160 1465 1648"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1160 651 1256">項 目</th> <th data-bbox="651 1160 1007 1256">使用料（現行）</th> <th data-bbox="1007 1160 1465 1256">利用料金（改正案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1256 651 1444">料金の設定</td> <td data-bbox="651 1256 1007 1444">条例で設定</td> <td data-bbox="1007 1256 1465 1444">条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1444 651 1525">収入の帰属</td> <td data-bbox="651 1444 1007 1525">市</td> <td data-bbox="1007 1444 1465 1525">指定管理者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1525 651 1648">減額・免除の権限</td> <td data-bbox="651 1525 1007 1648">市 長</td> <td data-bbox="1007 1525 1465 1648">指定管理者 (市長の承認が必要)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 利用の許可</b></p> <p>利用料金制の導入に伴い、施設の利用の許可は、指定管理者が行うこととする。</p>	項 目	使用料（現行）	利用料金（改正案）	料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)	収入の帰属	市	指定管理者	減額・免除の権限	市 長	指定管理者 (市長の承認が必要)
項 目	使用料（現行）	利用料金（改正案）											
料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)											
収入の帰属	市	指定管理者											
減額・免除の権限	市 長	指定管理者 (市長の承認が必要)											
<p>3 施行期日</p>	<p>令和 3 年 4 月 1 日</p>												

議案第53号

上尾市自然学習館条例の一部を改正する条例の制定について

(都市整備部みどり公園課)

<p>1 提案理由</p>	<p>上尾市自然学習館の利用に係る料金を指定管理者の収入とするもの</p>												
<p>2 内容</p>	<p><b>1 利用料金制の導入</b></p> <p>指定管理者が現行の使用料の額を上限として、施設の利用に係る料金（利用料金）の額を設定し、指定管理者が自らの収入として收受することとする。</p> <p>これにより、指定管理者のインセンティブが働き、経費の縮減・サービスの向上が期待できる。</p> <p><b>【使用料と利用料金の比較】</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1077 1426 1565"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>使用料（現行）</th> <th>利用料金（改正案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金の設定</td> <td>条例で設定</td> <td>条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)</td> </tr> <tr> <td>収入の帰属</td> <td>市</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>減額・免除の権限</td> <td>市長</td> <td>指定管理者 (市長の承認が必要)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 利用の許可</b></p> <p>利用料金制の導入に伴い、施設の利用の許可は、指定管理者が行うこととする。</p>	項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）	料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)	収入の帰属	市	指定管理者	減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)
項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）											
料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)											
収入の帰属	市	指定管理者											
減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)											
<p>3 施行期日</p>	<p>令和3年4月1日</p>												



議案第54号

上尾市バーベキュー場条例の一部を改正する条例の制定について

(都市整備部みどり公園課)

<p>1 提案理由</p>	<p>上尾市バーベキュー場の利用に係る料金を指定管理者の収入とするもの</p>												
<p>2 内容</p>	<p><b>1 利用料金制の導入</b></p> <p>指定管理者が現行の使用料の額を上限として、施設の利用に係る料金（利用料金）の額を設定し、指定管理者が自らの収入として収受することとする。</p> <p>これにより、指定管理者のインセンティブが働き、経費の縮減・サービスの向上が期待できる。</p> <p><b>【使用料と利用料金の比較】</b></p> <table border="1" data-bbox="432 1077 1466 1565"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1077 651 1173">項目</th> <th data-bbox="651 1077 1007 1173">使用料（現行）</th> <th data-bbox="1007 1077 1466 1173">利用料金（改正案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1173 651 1359">料金の設定</td> <td data-bbox="651 1173 1007 1359">条例で設定</td> <td data-bbox="1007 1173 1466 1359">条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1359 651 1442">収入の帰属</td> <td data-bbox="651 1359 1007 1442">市</td> <td data-bbox="1007 1359 1466 1442">指定管理者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1442 651 1565">減額・免除の権限</td> <td data-bbox="651 1442 1007 1565">市長</td> <td data-bbox="1007 1442 1466 1565">指定管理者 (市長の承認が必要)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 利用の許可</b></p> <p>利用料金制の導入に伴い、施設の利用の許可は、指定管理者が行うこととする。</p>	項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）	料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)	収入の帰属	市	指定管理者	減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)
項目	使用料（現行）	利用料金（改正案）											
料金の設定	条例で設定	条例に規定された額の範囲内で指定管理者が設定 (市長の承認が必要)											
収入の帰属	市	指定管理者											
減額・免除の権限	市長	指定管理者 (市長の承認が必要)											
<p>3 施行期日</p>	<p>令和3年4月1日</p>												

議案第 5 5 号

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例を廃止する条例の制定について  
(環境経済部環境政策課)

1 提案理由	上尾市及び伊奈町が広域ごみ処理施設の建設候補地の選定に関する評価基準を制定したことに伴い、所掌事務を終えた上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を廃止するもの
2 内容	令和 2 年 3 月 2 5 日に上尾市及び伊奈町が広域ごみ処理施設の建設候補地の選定に関する評価基準を制定したことに伴い、所掌事務を終えた上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を廃止する。
3 施行期日	令和 2 年 7 月 1 日

議案第 5 6 号

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議の共同設置の廃止に関する協議について  
(環境経済部環境政策課)

1 提案理由	令和 2 年 6 月 3 0 日をもって上尾市及び伊奈町が共同して設置した上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を協議により廃止したいので、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、提案するもの
2 内容	令和 2 年 3 月 2 5 日に上尾市及び伊奈町が広域ごみ処理施設の建設候補地の選定に関する評価基準を制定したことに伴い、令和 2 年 6 月 3 0 日をもって所掌事務を終えた上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を協議により廃止する。

議案第 57 号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部市民税課・資産税課)

1 提案理由	地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p><b>1 固定資産税及び都市計画税</b></p> <p>(1) 震災等以外の事由により所有者の存在が不明である土地及び建物について、探索を行っても所有者が明らかとならない場合は、それらの使用者を所有者とみなして、課税できるようにする。</p> <p>(2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の適用がある項目について、次のとおり変更する。</p> <p>ア 特例措置の変更 14 項目 特例措置の対象となる資産の取得期間を 2 年延長する。</p> <p>イ 特例措置の新設 1 項目 浸水被害軽減地区内にある土地に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準となるべき価格に乘ずる特例割合（税負担を軽減する割合）を 3 分の 2 と定める。</p> <p><b>2 市たばこ税</b></p> <p>輸出を目的とした製造たばこの売渡しについて、課税の免除を受けるための手続を簡素化する。</p>
3 施行期日	令和 2 年 4 月 1 日

議案第 58 号

専決処分の承認を求めることについて

(市民生活部保険年金課)

<p>1 提案理由</p>	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 109 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に上尾市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの</p>								
<p>2 内容</p>	<p>(1) 5 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 28 万 5,000 円（改正前 28 万円）に引き上げた。（第 19 条第 2 号関係）</p> <p>(2) 2 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 52 万円（改正前 51 万円）に引き上げた。（第 19 条第 3 号関係）</p> <table border="1" data-bbox="491 1142 1406 1576"> <thead> <tr> <th>減額割合</th> <th>前年中の世帯の所得金額の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 割</td> <td>33 万円以下 ※変更なし</td> </tr> <tr> <td>5 割</td> <td>33 万円 + (<u>28 万 5,000 円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下</td> </tr> <tr> <td>2 割</td> <td>33 万円 + (<u>52 万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 世帯主及び世帯に属する被保険者の前年中の所得金額の合計額がこの表の算式により計算した額以下である場合は、国民健康保険税の均等割額がこの表の区分により軽減される。</p>	減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計	7 割	33 万円以下 ※変更なし	5 割	33 万円 + ( <u>28 万 5,000 円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下	2 割	33 万円 + ( <u>52 万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下
減額割合	前年中の世帯の所得金額の合計								
7 割	33 万円以下 ※変更なし								
5 割	33 万円 + ( <u>28 万 5,000 円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下								
2 割	33 万円 + ( <u>52 万円</u> × 被保険者と特定同一世帯所属者の合計人数) 以下								
<p>3 施行期日</p>	<p>令和 2 年 4 月 1 日</p>								

議案第59号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部財政課)

1 提案理由	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、小規模事業者経営改善資金利子補給補助金を交付し、及び事業者向けワンストップ窓口を開設するため、その経費を計上した令和2年度上尾市一般会計補正予算(第1号)を緊急に編成する必要が生じ、令和2年4月28日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p><b>【歳入】</b></p> <p>20款 繰越金</p> <p>1項 繰越金 3,466千円</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>6款 商工費</p> <p>1項 商工費 3,466千円</p> <p><b>【補正予算の概要】</b></p> <p><b>1 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の交付</b></p> <p>小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を利用する小規模事業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したものに対し、利子補給補助金を交付する。</p> <p><b>2 事業者向けワンストップ窓口の開設</b></p> <p>中小・小規模事業者が支援策を円滑かつ効果的に活用できるようにするため、事業者向けワンストップ窓口を開設する。</p>

<p>議案第 60 号</p> <p>専決処分の承認を求めることについて</p> <p style="text-align: right;">(行政経営部財政課)</p>	
<p>1 提案理由</p>	<p>新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議決定を踏まえ、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金を支給するため、その経費を計上した令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 2 年 4 月 30 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの</p>
<p>2 内容</p>	<p><b>【歳入】</b></p> <p>15 款 国庫支出金</p> <p>2 項 国庫補助金      23,460,360 千円</p> <p>20 款 繰越金</p> <p>1 項 繰越金                      28,949 千円</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>3 款 民生費</p> <p>1 項 社会福祉費      23,199,193 千円</p> <p>2 項 児童福祉費              290,116 千円</p> <p><b>【補正予算の概要】</b></p> <p><b>1 特別定額給付金の支給</b></p> <p>簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、住民基本台帳に登録されている者に対し、1 人当たり 10 万円の特別定額給付金を支給する。</p> <p><b>2 子育て世帯への臨時特別給付金の支給</b></p> <p>子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童 1 人当たり 1 万円の臨時特別給付金を支給する。</p>

議案第61号

専決処分の承認を求めることについて

(行政経営部財政課)

1 提案理由	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ひとり親家庭等子育て支援臨時給付金及び中小・小規模事業者売上回復支援金等を支給するため、その経費を計上した令和2年度上尾市一般会計補正予算(第3号)を緊急に編成する必要が生じ、令和2年5月13日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p><b>【歳入】</b></p> <p>19 款 繰入金</p> <p>1 項 基金繰入金 399,601 千円</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>3 款 民生費</p> <p>2 項 児童福祉費 64,061 千円</p> <p>6 款 商工費</p> <p>1 項 商工費 335,540 千円</p> <p><b>【補正予算の主な概要】</b></p> <p><b>1 ひとり親家庭等子育て支援臨時給付金の支給</b></p> <p>ひとり親家庭等を支援する観点から、児童扶養手当受給資格世帯に対し、対象児童1人当たり3万円の臨時給付金を支給する。</p> <p><b>2 中小・小規模事業者売上回復支援金の支給</b></p> <p>事業者の支援策として、市内で事業活動を行う中小・小規模事業者に対し、1事業者当たり5万円の売上回復支援金を支給する。</p>



<p>議案第62号</p> <p>専決処分の承認を求めることについて</p> <p style="text-align: right;">(市民生活部保険年金課)</p>	
<p>1 提案理由</p>	<p>新型コロナウイルスに感染した国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給するため、当該傷病手当金を計上した令和2年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を緊急に編成する必要性が生じ、令和2年4月28日専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求めるもの</p>
<p>2 内容</p>	<p><b>【歳入】</b></p> <p>3 款 県支出金</p> <p style="padding-left: 20px;">1 項 県補助金 <span style="float: right;">1, 300 千円</span></p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>2 款 保険給付費</p> <p style="padding-left: 20px;">6 項 傷病手当金 <span style="float: right;">1, 300 千円</span></p> <p><b>【補正予算の概要】</b></p> <p><b>傷病手当金の支給</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金を支給する。</p>

議案第 6 3 号

専決処分の承認を求めることについて

(市民生活部保険年金課)

1 提案理由	新型コロナウイルスに感染した国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支給するため、緊急に上尾市国民健康保険条例を改正する必要性が生じ、令和 2 年 4 月 2 8 日上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、その承認を求めるもの
2 内容	<p><b>1 国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金の支給</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる国民健康保険の被保険者が、次の 4 つの支給条件を満たすときは、世帯主に傷病手当金を支給する。</p> <p>(1) 「業務外」の理由による療養であること。</p> <p>(2) 療養のため労務不能であること。</p> <p>(3) 休業している間に給与の支払がないこと。</p> <p>(4) 連続する 3 日間を含み 4 日以上、休業していること。</p> <p><b>2 傷病手当金の支給対象となる日数</b></p> <p>労務に服することができなくなった日から起算して、3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日まで</p> <p><b>3 傷病手当金の支給額</b></p> <p>直近の継続した 3 月分の給与等収入の合計額を就労日数で除し、3 分の 2 を乗じて得た金額に、上記 2 の日数を乗じて得た額</p> <p><b>4 適用期間</b></p> <p>令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間（最長 1 年 6 月）</p>
3 施行期日	公布の日

議案第64号

財産の取得について

(消防本部警防課)

1 提案理由	水槽付き消防ポンプ自動車を取得するもの																																								
2 内容	<p>火災現場における消火活動に充てるため、水槽付き消防ポンプ自動車を更新して取得するもの</p> <p>1 自動車の数量 水槽付き消防ポンプ自動車 1台</p> <p>2 取得の方法 条件付一般競争入札</p> <p>3 取得価格 59,158,000円</p> <p>4 契約の相手方 東京都台東区浅草橋5丁目4番2号 横山ビル ジーエムいちほら工業株式会社 東京営業所</p> <p style="text-align: center;">入札記録</p> <p>入札日時 令和2年4月24日(金)午前8時40分</p> <table border="1" data-bbox="427 1285 1461 1910"> <thead> <tr> <th colspan="2">入札業者</th> <th>入札額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所</td> <td>53,780,000</td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>日本機械工業株式会社本社営業部</td> <td>53,940,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>株式会社野口ポンプ製作所</td> <td>53,950,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>長野ポンプ株式会社東京営業所</td> <td>53,955,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>株式会社ナカムラ消防化学東京営業所</td> <td>53,985,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>株式会社ネイチャー</td> <td>53,990,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>日本ドライケミカル株式会社車輛営業部</td> <td>54,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>関東いすゞ自動車株式会社伊奈支店</td> <td>54,140,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>株式会社モリタ東京支店</td> <td>54,140,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落札額の100分の110に相当する金額が契約しようとする額である。</p>	入札業者		入札額(円)	摘要	1	ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所	53,780,000	落札	2	日本機械工業株式会社本社営業部	53,940,000		3	株式会社野口ポンプ製作所	53,950,000		4	長野ポンプ株式会社東京営業所	53,955,000		5	株式会社ナカムラ消防化学東京営業所	53,985,000		6	株式会社ネイチャー	53,990,000		7	日本ドライケミカル株式会社車輛営業部	54,000,000		8	関東いすゞ自動車株式会社伊奈支店	54,140,000		9	株式会社モリタ東京支店	54,140,000	
入札業者		入札額(円)	摘要																																						
1	ジーエムいちほら工業株式会社東京営業所	53,780,000	落札																																						
2	日本機械工業株式会社本社営業部	53,940,000																																							
3	株式会社野口ポンプ製作所	53,950,000																																							
4	長野ポンプ株式会社東京営業所	53,955,000																																							
5	株式会社ナカムラ消防化学東京営業所	53,985,000																																							
6	株式会社ネイチャー	53,990,000																																							
7	日本ドライケミカル株式会社車輛営業部	54,000,000																																							
8	関東いすゞ自動車株式会社伊奈支店	54,140,000																																							
9	株式会社モリタ東京支店	54,140,000																																							

議案第65号

埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について

(総務部職員課)

1 提案理由	鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、提案するもの
2 内容	<p><b>1 名称を変更する組合</b></p> <p>【変更前】</p> <p>「鴻巣行田北本環境資源組合」 (構成市：鴻巣市・行田市・北本市)</p> <p>【変更後】</p> <p>「彩北広域清掃組合」 (構成市：鴻巣市・行田市)</p> <p><b>2 変更理由</b></p> <p>鴻巣行田北本環境資源組合の共同処理する事務の変更及び同組合を組織する地方公共団体の数の減少によるもの</p>

